

令和6年度 介護保険事業者 集団指導資料

令和7年2月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

業務管理体制について

目次

- I 事業者が整備する業務管理体制
- II 業務管理体制の届出書の提出先
- III 業務管理体制の整備に関する届出システム
- IV 業務管理体制の検査

I 事業者が整備する 業務管理体制

○事業者が整備する業務管理体制

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者（以下「事業者」という。）には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

【目的】

業務管理体制の整備を義務づけることにより、不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るものです。

○事業者が整備する業務管理体制の内容①

事業所の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上
業務管理体制の内容	法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（「法令遵守責任者」※1）の選任		
		業務が法令に適合することを確保する規程（「法令遵守規程」）の整備	
			業務執行状況の監査を定期的実施

○事業者が整備する業務管理体制の内容②

【事業所数の考え方】

事業所数は、指定を受けたサービス種別ごとに1事業所と数えます。

同一事業所であっても、サービス種別が異なる場合は事業所として数えます。

例えば、一つの事業所で「訪問入浴介護」と「介護予防訪問入浴介護」の指定を併せて受けている場合、その事業所数は「2」と数えます。

健康保険法により指定を受けたみなし指定事業所は業務管理届出は不要です。

みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったとみなされている事業所をいいます。

総合事業を実施している「第1号訪問事業」「第1号通所事業」等は、業務管理体制整備の事業所数には含まれません。

○事業者が整備する業務管理体制の内容③

【法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）について】

法令遵守規程には、事業所の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法遵守規程の概要」につきましても、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規定の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程の全文を添付しても差し支えありません。

○事業者が整備する業務管理体制の内容④

【業務執行状況の監査について】

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監査又は監査役（委員会設置会社にあたっては、監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望めます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましても、事業者がこの監査に係る規定を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

○届出に必要な場合及び様式等

届出が必要となる事由	様式
(1) 業務管理体制の整備に関して届け出る場合（介護保険法第115条の32第2項）	様式第1号
(2) 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合（介護保険法第115条の32第4項） 注）この区分の変更に関する届出は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。	様式第1号
(3) 届出事項に変更があった場合（介護保険法第115条の32第3項）※具体的には①法人種別、名称、②主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号、③代表者氏名、生年月日、④代表者の住所、職名、⑤事業所名称等及び所在地、⑥法令遵守責任者の氏名及び生年月日、⑦業務が法令に適合することを確保するための規程の概要、⑧業務執行の状況の監査の方法の概要	様式第2号

Ⅱ 業務管理体制の届出書の 提出先

○業務管理体制の届出書の提出先

区 分	提出先
①事業所等数が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
②地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	各市町村長
③上記の①、②以外の事業者で、すべての事業所等が、鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町内に所在する事業者	鳥取市長
④上記の①、②、③以外の事業者	鳥取県知事

Ⅲ 業務管理体制の整備に 関する届出システム

○業務管理体制の整備に関する届出システム

行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から、厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム（以下、「届出システム」という。）が構築されました。（令和5年3月28日から運用）

業務管理体制届出システム

URL <https://www.laicomea.org/laicomea>

※操作マニュアルは、業務管理体制届出システムよりダウンロードしてください

届出システムの運用開始後についても従来どおり郵送等に届出は可能ですが、原則届出システムで申請してください。

IV 業務管理体制の検査

○業務管理体制の検査（法第115条の33）

（1）一般検査

- ・業務管理体制の届出内容と整備・運用状況について、関係書類等の提出を求め計画的（概ね対象事業所を6年で全て実施）に行います。本市では、6年に1回書面で実施しています。
- ・当該年度に実施する一般検査の対象事業者に対して、市から通知を行います。通知が届いた事業者は、期限までに関係書類の提出をお願いします。